

【別紙】

新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会における
災害福祉支援チームの編成等における基本指針

平成 28 年 9 月 9 日

新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

(目的)

第 1 この基本方針は、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「ネット協」という。）における災害福祉支援チーム（以下「チーム」という。）の編成等について必要な事項を定める。

(チームの位置付け)

第 2 災害時におけるネット協のチーム派遣協力等について新潟県と協定を締結した時はこの基本方針により編成されたチームは、当該協定に基づいて設置されたチームとみなして運用するものとする。

(チーム編成等)

第 3 チームは原則として、福祉、保健、医療関係の資格等を有する当該業務の経験が 3 年以上の者であって、次により推薦又は協力の申出があり、かつ、構成団体の長から推薦された者をもって構成する。

(1) ネット協を構成する種別団体（以下「種別団体」という。）の会員施設・事業所等に所属する者であって、チーム員として活動することについて当該施設・事業所等の長から承認を受け、チーム予定員として推薦された者

(2) ネット協を構成する職能団体（以下「職能団体」という。）の会員（施設・事業所等に所属する者を除く。）であって、チーム員として活動することについて協力の申出があった者

2 チームは、県内を 5 地区に分けて地区ごとに編成し、各地区のチーム予定員の人数及び職種構成は、推薦等の状況に応じて調整するものとする。なお、平成 28 年度の第 1 回編成チームについては、全県で 50 人程度のチーム予定員をもって編成する。

区分	構成市町村
第 1 地区	村上市、新発田市、胎内市、関川村、栗島浦村、聖籠町、阿賀野市、五泉市、阿賀町
第 2 地区	新潟市、佐渡市
第 3 地区	三条市、加茂市、見附市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、出雲崎町
第 4 地区	小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町
第 5 地区	柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市

3 チームの編成に当たっては、支援活動を効率的に行うため、原則として、各地区において次の掲げるそれぞれの活動ごとにチームを編成し、各チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

(1) 先遣活動

被災情報の把握、被災市町村への福祉的助言など

(2) アセスメント型支援活動

福祉ニーズの把握、スクリーニングの実施、相談への対応、応急的ケアの実施、福祉的課題への対応など

(3) サービス型支援活動

マンパワーの供給による直接的サービスを中心とした支援など

4 チームの編成は、ネット協の幹事会において行う。

(チーム予定員の推薦)

第4 構成団体の長は、ネット協の会長（以下「会長」という。）依頼を受け、次によりチーム予定員を会長に推薦する。

(1) 種別団体における推薦

種別団体の長は、会員施設・事業所等の長に対してチーム予定員の推薦を募り、当該施設・事業所等から「チーム予定員推薦書兼活動承認書（様式1）」により推薦のあった者をチーム予定員として会長に推薦する。

(2) 職能団体における推薦

職能団体の長は、会員(施設・事業所等に所属する者を除く。)に対してチーム予定員の募集を行い、「チーム予定員協力申出書（様式2）」により協力を申し出た者をチーム予定員として会長に推薦する。

2 チーム予定員の推薦は、会長が各地区におけるチームの編成状況を勘案して構成団体の長に依頼するものとする。

(チームの編成通知)

第5 チームを編成したときは、ネット協の会長は構成団体の長を通じて、会員施設・事業所等の長及びチーム予定員にその旨通知するものとする。

(活動基準、期間等)

第6 チームは、県内で災害が発生した場合であって、行政機関からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、ネット協が派遣する必要があると認めたときに活動するものとする。

2 チーム派遣先は、避難所、福祉避難所、その他災害発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）及び先遣活動を行う被災地域とする。

3 チームの活動期間は、原則として、発災後1週間程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(研修及び訓練等)

第7 ネット協は、災害時の福祉支援活動等に必要な知識の習得や技術の向上を図るため、チーム予定員を対象とした研修・訓練を定期的実施する。

2 チーム予定員の研修・訓練への参加に伴う旅費については、当面、ネット協が予算の範囲内において支弁する。

(費用負担等)

第8 チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

2 前項以外のチームの運営及び活動等に関する費用については、第7の2の旅費を含め、第2の協定において定めるものとする。